

## 議案第 2 1 号

### 狭山市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

狭山市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 5 5 条第 1 項」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第 5 5 条第 1 項）」に改め、同条第 3 号中「第 5 5 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第 4 号中「第 5 5 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- （5）法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

附則中第 2 項の前の見出し、同項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とする。

#### 附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則中第 2 項の前の見出し、同項及び第 3 項を削り、第 4 項を第 2 項とする改正規定は、公布の日から施行する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、市が保険料を徴収すべき被保険者に係る規定を改めるとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。